

太平洋岸自転車道の安全点検検討会

会 則

(名称)

第1条 本会議は、「太平洋岸自転車道の安全点検検討会」（以下「検討会」と称する。

(目的)

第2条 検討会は、令和3年5月31日にナショナルサイクルルート（以下、「NCR」）に指定された太平洋岸自転車道について、安全点検を実施し、安全点検の手引き（案）を作成することを目的とする。

(構成員)

第3条 検討会は、別表に掲げる者より構成する。

(検討会)

第4条 検討会の会長は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所副所長をもって充てる。

2 会長は、検討会の会務を総括する。

3 会長に事故のある場合は、予め会長が指名した者がその職務を代理する。

4 検討会の運営は、会長が行うものとする。

5 検討会は、次の事項の審議や調整を行うものとする。

(1) 太平洋岸自転車道のルート上での NCR の指定要件「2. 走行環境」に係る点検に関する事項

(2) その他、必要な事項

6 会長が必要と認める場合は、別表に掲げる者以外の出席を求めることができる。

7 検討会は、安全点検の手引き（案）を作成した時点をもって解散とする。

(事務局)

第5条 事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所管理第二課に置く。

(その他)

第6条 本会則に定めのない事項は、協議することとする。

付 則

この会則は、令和3年11月9日から施行する。

別表

太平洋岸自転車道の安全点検検討会 構成

所属機関	所属・官職
埼玉大学大学院 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門	教授 久保田 尚
東海大学 工学部土木工学科	准教授 鈴木 美緒
レバンテフジ静岡	代表社員
ふじのくに e a s t サイクリストクラブ	代表
静岡県 交通基盤部 道路局	道路整備課 主査 道路保全課 主査 道路企画課 主幹
静岡県 スポーツ・文化観光部 スポーツ局	スポーツ政策課 主査
静岡県 警察本部 交通部	交通企画課 係長 交通規制課 係長
静岡市 建設局 道路部	道路保全課 主査 道路計画課 主査
富士市 建設部	建設総務課 調整主幹
富士市 市民部	スポーツ振興課 主幹
国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所	副所長 建設専門官
(事務局) 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所	管理第二課